

別紙

お 知 ら せ

入札参加者の皆様へ

中間前金払に関する書類の提出について

中間前金払の対象となった場合には契約締結までに「中間前金払と部分払の選択届出書（様式第1号）」に必要事項を記載の上、契約担当者へ提出してください。

契約締結時に中間前金払を選択した場合には、規程上部分払の請求はできませんが、債務負担行為又は継続費に係る工事や年度を繰り越す工事などの場合はこの限りではありません。

【参考：中間前金払制度とは】

前金払の支払を受けた後、次の要件に該当する場合には、保証事業会社と中間前払金に関し保証契約をしたうえで、請負代金額の2割の範囲内で中間前払金の支払を受けることができる制度です。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の5割以上の額に相当するものであること。（出来高が50%以上であること）

公共工事における中間前金払制度の取扱いについて

1 中間前金払の対象工事

公共工事等の前金払に関する規則（令和4年規則第17号）第2条で定める工事（工事1件の請負代金の額が500万円以上の土木建築に関する工事）とする。

なお、債務負担行為に係る工事については、各会計年度の支払限度額を対象に支出するものとする。

2 中間前金払の要件

中間前金払は、次の要件をすべて満たしている場合に支出することができる。

- (1) 当初の前払金が支出済であること。
- (2) 工期が2分の1を経過していること。
- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の5割以上の額に相当するものであること。（出来高が50%以上であること。）

3 中間前金払の割合

請負代金額の2割以内の額とする。

4 中間前金払と部分払の取扱い

中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に受注者が選択を行うものとする。（契約締結時に「中間前金払と部分払の選択届出書（様式第1号）」を受注者に提出させる。）

5 入札時の手続き

一般競争入札における公告文及び指名競争入札における指名通知に中間前金払又は部分払をする場合には、「支払条件」にその旨を記載する。

また、別紙（様式第1号を含む）のお知らせを電子入札システムにより配布する。

6 契約時の手続き

契約書の「6 前払金」の欄には、当初実施予定の前払金額のみ記載され、中間前払金額については記載しない。

7 出来高の認定方法

- (1) 受注者から中間前金払の支払いを受けたい旨の申し出があったときは、「中間前払金認定申請書（様式第3号）」に「工事履行報告書（様式第4号）」を添えて発注者に提出させる。
- (2) 認定に係る確認は当該工事の監督員が行い、認定は当該工事契約の発注課長が行うものとする。
- (3) 受注者から認定請求書が提出されたときは、次の要件をすべて満たしているかを受注者から提出された「中間前払金認定申請書」、「工事履行報告書」及び工程表等の書面にに基づき確認するものとし、原則として現地確認は行わないものとする。

- ア 既に前金払を受けていること。
 - イ 工期の2分の1を経過していること。
 - ウ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきもとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - エ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 出来高の認定においては、次に掲げる事項に基づき確認を行うものとする。
- ア 工事現場に搬入された検査済の工事材料があるときは、その額を認定資料の出来高に加算することができる。
 - イ 製造工場等に検査済の工場製品があるときは、その額を認定資料の出来高に加算することができる。
 - ウ 設計図書の変更指示書に基づき、新規工種等の追加指示が行われていれば、当該新規工種等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該新規工種等に係る出来高を、認定資料の出来高に加算することができる。
- (5) 認定について、調査結果が妥当と認められる場合は、「中間前払金認定書（様式第5号）」を作成して速やかに受注者へ交付する。

8 支払い

認定書を受領した受注者は、中間前払金に関する保証の申込後、当該保証証書を添えて「中間前払金交付請求書（様式第6号）」を発注者に提出する。

請求書を受領した発注者は、14日以内に中間前払金を支払わなければならない。